

## 北海道教育大学紀要編集委員会規約

制定 平成 30 年 4 月 1 日  
紀要編集委員会委員長

(目的)

第 1 条 北海道教育大学紀要の編集発行を行うため、北海道教育大学紀要編集委員会（以下「紀要編集委員会」という。）を置く。

(業務)

第 2 条 紀要編集委員会は、教育科学編、人文科学・社会科学編及び自然科学編の各部門ごとの審査に基づき受け付けた論文の採否を審議決定するとともに、紀要の編集及び発行上の必要な業務を行う。

(組織)

第 3 条 紀要編集委員会は、次に掲げる編集委員で組織する。

(1) 附属図書館長

(2) 各校において選出された教授 各 3 人(キャンパス長が推薦するものとし、教育科学編、人文科学・社会科学編及び自然科学編の各部門に各 1 人とする。)

2 編集委員の任期は 2 年とし、再任されることができる。ただし、補欠の編集委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 4 条 紀要編集委員会に編集委員長を置き、第 3 条第 1 号の委員をもって充てる。

2 紀要編集委員会に副編集委員長を置き、第 3 条第 2 号の委員の互選とする。

3 編集委員長は、教育科学編、人文科学・社会科学編及び自然科学編ごとに編集委員のうちから各 1 人の部門責任者を指名する。

4 部門責任者は、当該部門の受け付けた論文の審査を総括する。

(庶務)

第 5 条 紀要編集委員会に関する事務は、学術情報室が行う。

(雑則)

第 6 条 この規約に定めるもののほか、紀要編集委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 北海道教育大学紀要編集委員会に関する申合せ（平成 16 年 11 月 22 日制定）は、廃止する。